

令和6年度

飯盛霊園組合 物品・その他業務

競争入札参加資格審査申請書提出要項

令和6年度において、飯盛霊園組合が発注する「物品・その他業務」について、競争入札に参加しようとする方は、次のとおり郵送で申請してください。

令和3年度以降に競争入札参加資格名簿に登載されている場合は、今回の申請は必要ありません。

1 資格要件

- ① 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない者
- ② 営業に関し法令上、許可又は登録を要するとき、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ⑤ 法令により定められた法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。）等を完納していること。なお、新型コロナウイルス感染症による徴収の猶予に係るものを除く。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者について再生計画の認可の決定があつた場合は、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者を除く。）
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者について更生計画の認可の決定があつた場合は、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者を除く。）

2 受付期間

令和5年2月1日（水）～ 令和5年2月28日（火）（消印有効）

3 提出方法

郵送

4 提出先

〒575-0012 大阪府四條畷市大字下田原4-4-8番地 飯盛霊園組合 総務課

5 提出書類

書類名	備考	写し・印刷物
a 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	実印を押印 【様式1-3】	
b 営業登録証明書 (営業に関する免許、許可登録証明書等)	営業に必要な場合	可
c 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	法人の場合のみ	可
d 身分証明書及び 登記されていないことの証明書	個人事業主の場合のみ	可
e 営業実績調書	直前2年間 【様式9】	可
f 委任状(本店から支店等)	契約上の受任者を設ける場合 【様式6】	
g 納税証明書	詳細は、書類作成要領参照	可
h 使用印鑑届	役職名又は氏名表示印を押印 【様式7】	
i 印鑑証明書(印鑑登録証明書)	《法人》代表者 《個人》代表者本人	可
j 委任状(代表者から行政書士等)	行政書士等に書類提出を委任する場合 【様式8】	
k 誓約書	実印を押印 【様式10】	
l 受付票	名称と所在地のみ記載	
o 返信用封筒	返信先を記載、84円切手を貼付	

〔注〕・a～kで該当する書類を、順番にA4判のファイル(色指定なし)に綴じてください。

- ・ l、oの書類は、綴じ込まないで同封し、送付してください。
- ・ 証明書類は、申請書の送付日前3か月以内のものとしします。

6 提出部数

各1部

7 その他

- ① この申請書による有効期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までです。
- ② 受付期限は、令和5年2月28日（火）の消印のあるものまで有効とします。

※申請書類の不備等により受付できない場合がありますので、ご注意ください。